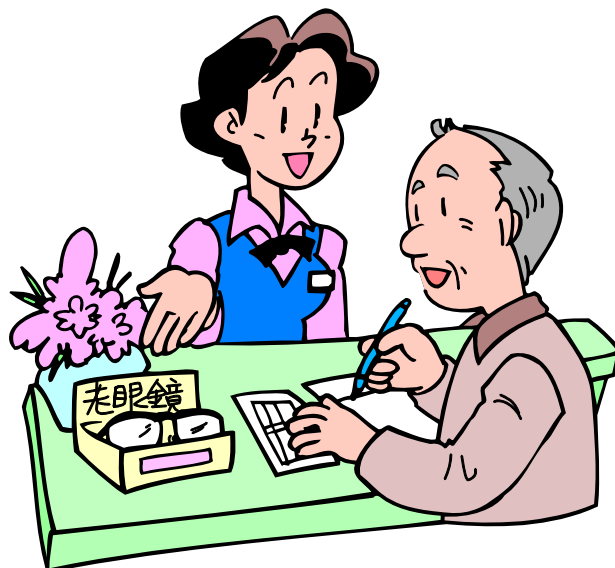


令和 7 年 1 2 月採用
姫路市薬剤師（会計年度任用職員）
採用試験案内



- 試 験 日 令和 7 年 10 月 30 日（木）から同年 11 月 6 日（木）までの
いずれかの日で応募者と相談の上決定
- 試 験 会 場 姫路市保健所 5 階 中会議室
- 受 付 期 間 令和 7 年 10 月 10 日（金）から同月 21 日（火）まで（必着）
- 申 込 方 法 持参又は郵送（ただし、持参の場合は土曜日、日曜日及び祝
日を除く。）
- 申 込 先 〒670-8530 姫路市坂田町 3 番地
姫路市保健所総務課（姫路市保健所 4 階）
電話 079-289-1631

採用職種・採用予定人数・職務内容など

■ 採用職種

薬剤師

■ 採用予定人数

1 名

■ 勤務地

姫路市保健所総務課（姫路市坂田町 3 番地）

■ 職務内容

- ・ 薬局、医薬品販売業、麻薬、販売従事登録等の薬務関係の届出受付、審査、システム入力、許可証の発行等に関する業務
- ・ 薬局、医薬品販売業等に対する立入検査
- ・ 電話等による医療機関や薬局等に関する相談や不安等に対応し助言や情報提供等を行う医療安全相談窓口の相談業務

受験資格

■ 受験資格要件

次の全ての要件を満たす人

- ・ 薬剤師の免許を有する人
- ・ 医療機関あるいは薬局で薬剤師としての勤務経験を有する人
- ・ パソコンの基本操作が可能な人

■ 注意事項

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条（欠格条項）に該当する人は受験できません。以下は欠格条項の内容です。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 姫路市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

受験手続

■ 必要書類

受験申込書	本市所定のもの（本人の自筆により記入し、写真を貼ること。）
受 験 票	本市所定のもの（写真を貼ること。）
受 験 資 格 確 認 書 類	薬剤師の免許証の写しを提出してください。
受験票送付用ラベル	本市所定のもの（本人の自筆により記入すること。）
試験結果通知書 送付用ラベル	本市所定のもの（本人の自筆により記入すること。）

■ 提出方法等

- (1) 必要書類に必要事項を記入し、姫路市保健所 保健所総務課へ持参するか郵送してください。なお、受験に際して提出された必要書類は返却しません。
- (2) 記入内容に虚偽・不正があると、合格しても採用される資格を失います。
- (3) 写真（縦 4.5cm×横 3.5cm、上半身無帽、正面、申込前 3 か月以内に撮影したもの）を受験申込書及び受験票に貼ってください。写真は同じものを使用してください。
- (4) 受験申込書、受験票、受験票送付用ラベル及び試験結果通知書送付用ラベルを姫路市ホームページ（<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000031870.html>）からダウンロードした場合には、白色で A 4 サイズの紙に印刷し、本人の自筆により記入の上、写真を貼ってください。

■ 受験申込み

申込期間	令和 7 年 10 月 10 日（金）から同月 21 日（火）まで （持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く。郵送の場合は令和 7 年 10 月 21 日必着）
申込時間	午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで
申込場所	〒670-8530 姫路市坂田町 3 番地 姫路市保健所 保健所総務課（姫路市保健所 4 階）

採用試験

■ 試験日時

令和 7 年 10 月 30 日（木）から 11 月 6 日（木）のいずれかの日で応募者と相談の上決定します。

■ 試験会場

姫路市保健所 5 階 中会議室（次ページの地図参照）

注：できるだけ公共交通機関で来場してください。

■ 試験当日に持参するもの

- ・ 受験票（持参しない人は受験できないことがあります。）
- ・ 筆記具（HB の鉛筆及び消しゴム）

■ 試験内容

- ・ 筆記試験（試験時間 60 分、800 字程度の小論文）
- ・ 個別面接（筆記試験終了後 10 分程度、受験番号順に実施）

■ 試験の結果

試験結果は、令和 7 年 11 月中旬までに受験者全員に郵送で通知します。また、補欠合格を決定する場合があります。補欠合格者は、試験合格者の辞退等により採用予定人員に欠員が生じた場合に限り、成績順に繰上げ合格を決定します。

勤務条件等

■ 身分

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号のパートタイムの会計年度任用職員として任用されます。

■ 任用期間

令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで。ただし、勤務成績が良好な場合には、選考の上、引き続き雇用する場合があります。

■ 勤務時間及び勤務日

午前 8 時 35 分から午後 5 時 20 分までのうち、1 週間当たり 30 時間勤務。（1 日当たり 6 時間×週 5 日あるいは 1 日当たり 7.5 時間×週 4 日を基本とします。）

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。）

■ 報酬等

月額 217,934 円のほか、通勤手当相当額（期末・勤勉手当の支給はありません。）

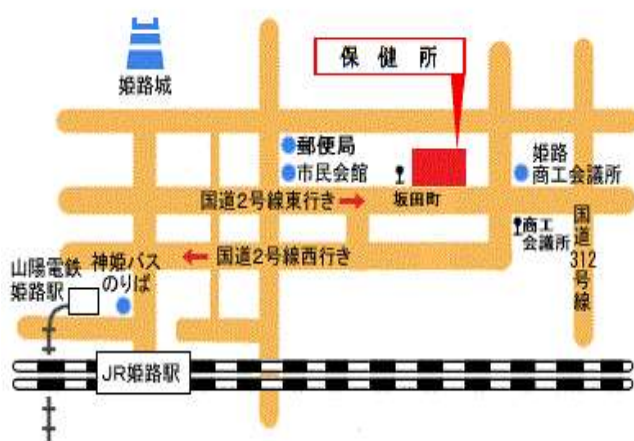
■ 年次有給休暇

規定に基づき年次有給休暇を付与します。

■ 社会保険等

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。

試験会場案内



●バスを利用する場合

神姫バスの姫路駅北バスターミナルから、
「別所駅」「鹿島神社」「夕陽ヶ丘」行き、
「坂田町」下車
「日出町」行き、「商工会議所前」下車

●徒歩の場合

JR姫路駅、山陽電車姫路駅より北東へ約
1km 約15分

※公共交通機関の利用にご協力ください。